二　垂直離着陸飛行機及びマルチローター　次のいずれかに該当する方法
イ　操縦等を行おうとする垂直離着陸飛行機又はマルチローターと同じ型式の垂直離着陸飛行機又はマルチローターについて、操縦技能証明又はその限定の変更を受けること。
ロ　操縦等を行おうとする垂直離着陸飛行機又はマルチローターと同じ型式の垂直離着陸飛行機又はマルチローターについて、本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行う第二百十四条の表第一号ホの技能審査を受け、これに合格すること。

第百六十二条の十四　法第七十一条の三第一項の審査は、航空機の種類（垂直離着陸飛行機及びマルチローターに係る同項の審査にあつては、垂直離着陸飛行機又はマルチローターの型式）ごとに、通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止、異常時及び緊急時の操作その他の同項の審査を行うのに必要な事項について行うものとする。

2・3　（略）
（出発前の確認）

第百六十四条の十五　法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）
五　燃料及び滑油の搭載量並びにそれらの品質（燃料の品質にあつては、当該航空機がピストン発動機又はタービン発動機を装備している場合に限る。）
六　（略）

2　（略）
（事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第百六十六条の四　法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一～七　（略）
八　飛行中における発動機（多発機の場合は、次のイ又はロに掲げる航空機の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の発動機）の継続的な停止又は出力若しくは推力の損失（動力滑空機の発動機を意図して停止した場合を除く。）
イ　ロに掲げる航空機以外の航空機　二
ロ　垂直離着陸飛行機及びマルチローター　垂直離着陸飛行機又はマルチローターの型式ごとに、継続的な停止又は出力若しくは推力の損失により、当該垂直離着陸飛行機又はマルチローターの航行が継続できなくなるおそれがある発動機の数として国土交通大臣が定める数

九～十八　（略）
（飛行計画等）

第二百三条　法第九十七条第一項及び同条第二項の規定による飛行計画には、次に掲げる事項（計器飛行方式による飛行に係るものであつて代替空港等を定めないもの又は有視界飛行方式による飛行に係るもの（電気を動力源とする垂直離着陸飛行機又はマルチローターの飛行に係るものであつて代替空港等を定めるものを除く。）にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を明らかにしなければならない。

一～十三　（略）

2～6　（略）

二　操縦等を行おうとする航空機と同じ種類の航空機について、本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行う第二百十四条の表第一号ホの技能審査を受け、これに合格すること。

第百六十二条の十四　法第七十一条の三第一項の審査は、航空機の種類ごとに、通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止、異常時及び緊急時の操作その他の同項の審査を行うのに必要な事項について行うものとする。

2・3　（略）
（出発前の確認）

第百六十四条の十五　法第七十三条の二の規定により機長が確認しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）
五　燃料及び滑油の搭載量及びその品質
六　（略）

2　（略）
（事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第百六十六条の四　法第七十六条の二の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

一～七　（略）
八　飛行中における発動機（多発機の場合は、二以上の発動機）の継続的な停止又は出力若しくは推力の損失（動力滑空機の発動機を意図して停止した場合を除く。）

（新設）
（新設）

九～十八　（略）
（飛行計画等）

第二百三条　法第九十七条第一項及び同条第二項の規定による飛行計画には、次に掲げる事項（計器飛行方式による飛行に係るものであつて代替空港等を定めないもの又は有視界飛行方式による飛行に係るものにあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を明らかにしなければならない。

一～十三　（略）

2～6　（略）